

2026年度 大津市立日吉中学校いじめ防止基本方針

～『日吉はひとつ』でいじめを防ぐ～

はじめに

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、「やさしく たくましく 未来を切り拓く生徒の育成」を教育目標に掲げ、めざす学校像を『切磋琢磨し躍動する学校』とし、めざす生徒像を「自ら学び、考える生徒(自主・自律)」、「自分や周りの人を大切にし、思いやりのある生徒(人間性)」、「協力して社会に貢献できる生徒(社会性)」としています。そして、その実現に向けてすべての教育活動で全校あげて推進するとともに、平成27年度よりコミュニティスクール事業を導入し、地域に根ざした『地域立学校』をめざす教育実践を日々実践しているところです。

さて、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

このことから、教職員一人ひとりが、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめは絶対に許されない」との認識に立ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。法では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう』と定義されています。

そこで本校では、いじめ未然防止・早期発見・早期対応に向け、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ、保護者、地域、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ的確に対応すべく、以降に示す基本方針で臨みます。

目 次

- 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・P. 2
 - ① いじめの未然防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめへの対応
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・P. 5
 - ① 役割
 - ② 構成員
 - ③ 関係する校内委員会等との連携
 - ④ いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・P. 6
 - ① 基本方針、年間計画の見直し
 - ② 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・P. 7

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、生徒一人ひとりが人として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長できるよう、家庭・地域と協力し取り組むことが大切です。そのため、いじめ防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、いじめの行為が学校や社会で受け入れられない環境を整えなければなりません。

また、いじめを受けた生徒には、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況を理解し、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。また、このことを通して、生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを踏まえ、いじめの問題の解決を図るためには、すべての生徒を対象にすべての生徒がいじめの未然防止に取り組むことが重要です。そのために教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない行為である」ことを指導するとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心を育てることが大切です。このことから、本校の教育実践の重点を基盤として、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	生徒会執行部が中心となり、月4回程度カラーシャツを着用して挨拶運動を行い、いじめの防止や道徳心を育むいじめ防止啓発運動を実施する。 全校より募ったいじめ防止に関する標語を選考し、全校に広報する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	道徳の時間を利用して、いじめ防止に関する標語、スローガンを作成する。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	道徳の時間を利用して、人権について考えさせ、友達を大切にすること、人権意識の高揚及び、いじめ未然防止意識の向上を図る。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	情報モラルの専門家を招いて講話を実施する。 情報モラルの指導を学級と学年集会で啓発していく。
c	相談することの大切さに関する啓発	6月と10月と2月に教育相談週間を設定し、その目的・実施期間を生徒・保護者に周知する。また、相談窓口等の広報啓発物の配布を行う。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	6月と10月には「いじめ防止強化月間」としていじめ防止に関する題材を設定して道徳の授業を実施し、「人権」について考えさせ、友達を大切にすること、人権意識の高揚及び、いじめ未然防止意識の向上を図る。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	学力向上と人権尊重の精神に根ざした集団モラルの向上をはかる。本校の教育実践の重点を基盤とする。地域ぐるみで子どもの豊かな生活力と実践力の育成を行う。「つながりあいの実践」を通じて、お互いの信頼関係を構築できるようにする。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	多様な学びのある授業（協働的な学習の推進）を推進していくことで、互いに聞き合い、認め合い支え合う授業づくりを展開していく。 自尊感情・生き抜く力の礎育み事業の授業研究により教師の授業力向上を図る。

g	思いやりの心を育てる 異年齢交流の推進	体験的学習事業である「保育体験実習」に取り組む。3年生が保育園・幼稚園に行き、園児との交流や保育の実習に取り組む。 日吉子どもサミットの推進をしていく。
---	------------------------	---

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	学校運営協議会、コミュニティスクール総会において、地域の方や保護者にいじめ防止基本方針について説明する。またホームページも有効に活用する。
b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	生徒指導からの配布物や、学年便りで、生徒や保護者に子ども支援コーディネーター等の相談先について説明する。またホームページも有効に活用する。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初の職員会議にて、本校の基本方針の説明研修会を実施する。ブロックにおいては、保幼小中の教師が集まり、道徳教育や集団づくり、特別支援教育について研修を深める。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	いじめ対策委員会、学年部会、生徒指導部会での教員間で相談できる機会を適宜開催し、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、支援加配を中心に全教職員が円滑に動ける校内体制を整備していく。

(4) その他（学校独自の取組）

取組目標
日吉台花の街づくり、下阪本クリーン作戦、坂本ふるさと大掃除、雄琴ヨシ刈りなど地域のボランティア活動に積極的に参加することにより豊かな心を育てていく。
毎学期、SSWによる授業参観と、その後のSSWからの助言と情報交換を行う。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見には、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って関わり、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的なアンケートや教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめ行為に関して相談しやすい環境を整えるため、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	6月、10月、2月の教育相談の時期に教育相談アンケートを実施する。 それと併せて、いじめアンケート・善行迷惑調査を適宜実施する。
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	6月、10月、2月に教育相談週間を設定し、全担任がクラス内の全員の生徒に対し、生徒の悩みや進路等に関する教育相談を実施し、健全な成長・発達を目指して、的確な指導や支援を行う。

c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	全学年で朝、業間、昼休みに校内を巡回する。また、状況に応じて授業中は空き教員による廊下張り付きパトロールを実施する。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	常日頃から些細なことでも保護者と連絡を取り合い、関係を深めておく。また、積極的に家庭訪問を実施することで保護者が相談しやすい信頼関係を築いていく。
e	「こころの健康観察」の実施	毎朝、朝の学習の時間にこころの健康観察を行い、気になる生徒について声かけを行っていく。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	日々の生徒情報をまとめた「ダイアリー」を発行する。アンケートや教育相談での情報を集約する体制を構築する。
b	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	事態を把握した時点で、いじめ対策委員会を開催し速報を上げる。
c	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	学期に1度、幼小中地域合同生徒指導連絡会を持ち、校種を越えた情報の共有を行う。年3回の生徒指導関係機関連絡会議を持ち、関係機関との情報の共有を行う。

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標
生徒情報をまとめた「ダイアリー」を毎日発行し、教職員間で情報を共有する。 幼小中地域合同生徒指導連絡会、生徒指導関係機関連絡会議で関係機関、地域と情報を共有する。

③ いじめへの対処

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にある場合が考えられます。

このため、本校では、いじめがあった場合は(いじめの疑いがある場合を含む)、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。そこで、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、「事実の確認」「解決のための手立ての確認」「その後の当事者へのケアの確認」等を着実に実行できるよう組織的かつ計画的に取り組むことが重要です。

また、市教育委員会へ報告を行うとともに、いじめを行った生徒に対する指導が困難な場合は、警察等も含めた関係機関との連携を図り対処します。上記のことに関して、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	いじめがあった場合（いじめの疑いがある場合も含む）は子ども支援コーディネーターおよび生徒指導主事に報告し、即座にいじめ対策委員会を開催する。いじめ対策委員会では今後の見通しと被害生徒の人権確保を優先するための方策を練る。

b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「事実の確認」「解決のための手立て」「その後の当事者のケア」等が着実に進められるよう組織的かつ計画的に対応する。保護者に対しては正確な事実関係を説明することにより、よりよい解決を目指す思いを伝える。
c	インターネット上のいじめへの対応	事実を確認する事を最優先し、必要であれば警察など関係機関との連携を積極的に図る。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	事実関係を明らかにするため、迅速にアンケート調査を行い、その後の支援につなげるように努める。また、状況を精査し、聴き取りなどで情報を得る。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	事案に関する議事録・報告書・アンケート等適切に管理する。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	正確な事実関係を正しく伝え、毅然とした対応をとる。

2 いじめ対策委員会の設置

① 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には会議を開催し、いじめの情報の共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴き取り、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、迅速に対応する。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態が起きた場合は教育委員会と連携をとりながら、迅速に調査を行う。
- ケ) PDCA サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

② 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、各学年生徒指導担当者、教育相談担当、該当担任、養護教諭 等とします。

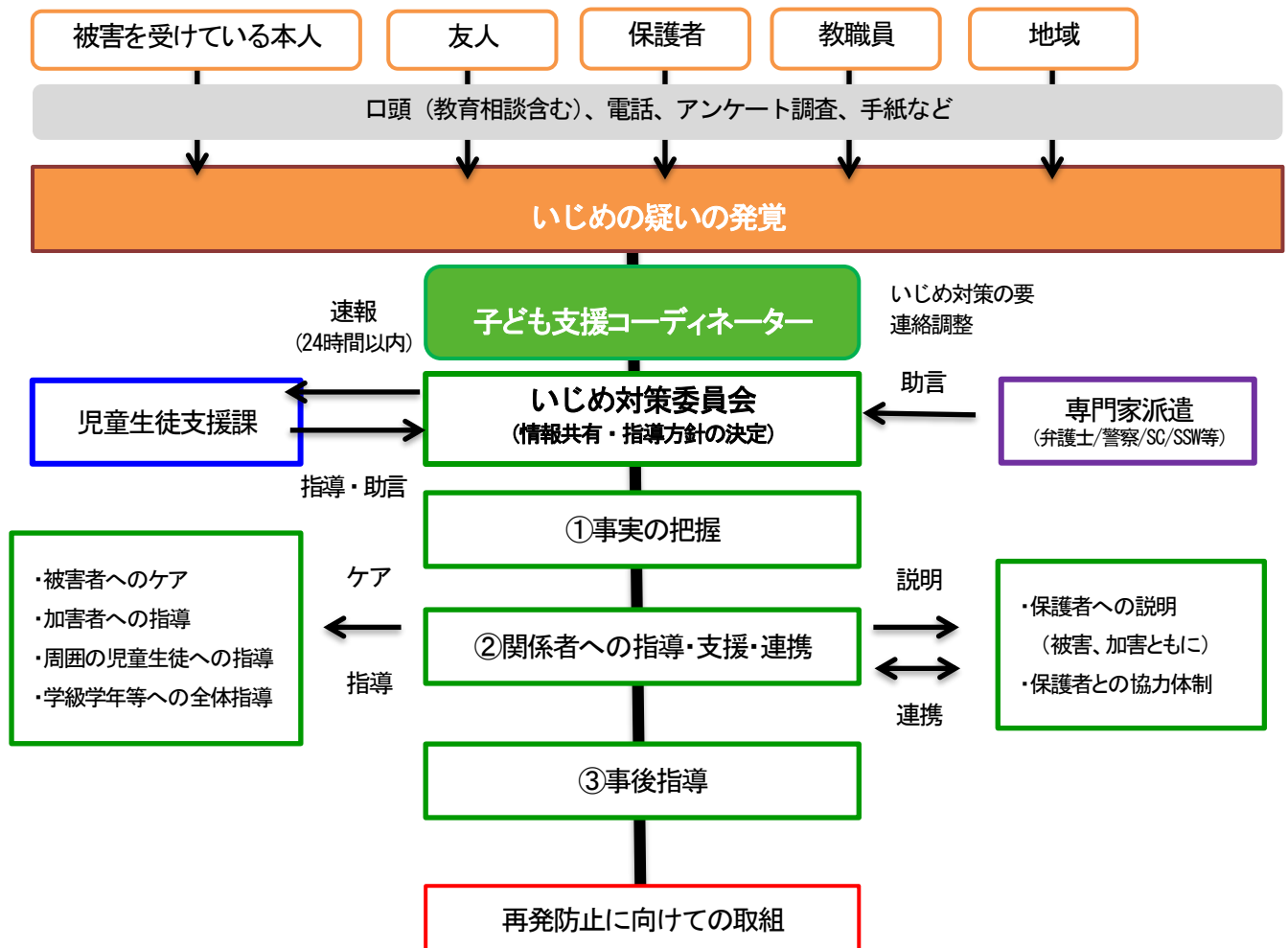
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、重大事態が起きたときは、スクールカウンセラーや福祉の専門家、弁護士、医師 など外部専門家の参加を市教育委員会に要請し対処します。

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、加配・教育相談部会、人権教育部会等の校内組織と役割分担し、連携して取り組みます。

④ いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

基本方針や年間計画について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末にそれぞれの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかを評価し、取組内容や方法の見直しを検討します。

② 基本方針、年間計画の公開・説明

- ア) 本校の教育実践の重点と校内の各分掌と連携し推進する。
- イ) 生徒会活動を通して自主的で自律的な取り組みを推進する。
- ウ) 生徒指導、教育相談、特別支援教育と連携を密にし、いじめ対策委員会を毎週開催する。
- エ) 全校集会や学年集会において指導、啓発を行う。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

いじめ防止に関する活動内容・取り組み

月		未然 防止	早期 発見	対処
4	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	学年集会	○		
5	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	学校運営協議会	○	○	
	日吉ブロック合同生徒指導連絡会	○	○	○
6	いじめ防止啓発月間			
	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	生徒会総会	○		
	教育相談・アンケート		○	○
	PTA 総会〈いじめ問題を含めた学校生活の近況報告〉	○	○	
	日吉コミュニティ・スクール総会	○	○	
	小中連絡会	○	○	
7	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	学年集会	○		

	生徒指導関係機関連絡会議	○	○	
	専門家によるいじめ問題や人権教育等に係る授業	○		
	保護者懇談会		○	
8	いじめ問題に関する校内研修会またはブロック研修会	○	○	○
	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○
9	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	学校運営協議会	○	○	
10	いじめ防止啓発月間			
	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	教育相談・アンケート		○	○
	日吉ブロック合同生徒指導連絡会	○	○	○
11	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	学校運営協議会	○	○	
	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育	○		
	PTA 秋の集会	○		
12	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	学年集会	○		
	生徒指導関係機関連絡会議	○	○	
	保護者懇談会		○	
1	職員会議〈生徒理解〉	○	○	○

	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	小中連絡会	○	○	
2	職員会議＜生徒理解＞	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	教育相談・アンケート		○	○
	学校運営協議会	○	○	
	日吉コミュニティ・スクール総会	○	○	
	PTA 春の集会	○		
3	職員会議＜生徒理解＞	○	○	○
	生徒指導部会（毎週1回）	○	○	○
	生徒指導関係機関連絡会議	○	○	
	学年集会	○		
	小中連絡会	○	○	

・学校運営協議会……会長・副会長・四学区の学区民会議会長・PTA 会長・副会長・自治連合会長(互選)
小学校校長(互選)・同窓会長・公立幼稚園長・地域学校協働活動推進員

・学校評価委員会……地域・PTA より評価委員として6名程度選任

・日吉ブロックコミュニティスクール総会

市議会議員・四学区の自治会役員(自治連合会長・学区民会議会長・民生児童委員協議会長・社会福祉協議会長・主任児童委員・民生児童委員・補導幹事・子ども会連絡協議会長・体育振興会長・人権生涯学習推進協議会長・子ども安全リーダー・人権擁護委員) 四学区の支所長・四学区の生涯学習委員・四学区の小学校長・四学区の小学校 PTA 会長、四学区の幼稚園園長・比叡山中高等学校長・二中学校 PTA 会長・保護司・老人会・更生保護女性会

・日吉ブロック幼小中・地域合同生徒指導連絡会

地域交番・四学区の保護司・補導幹事・主任児童委員・幼稚園園長・小学校校長・二中学校の校長、生徒指導